

大田原市中期財政計画

(令和5年度～令和9年度)

令和5年11月

大田原市

目 次

1	計画の目的	1
2	計画策定の基本事項	2
	(1) 計画期間	
	(2) 計画対象会計	
	(3) 計画の見直し	
3	本市の財政状況	2
	(1) 歳入歳出決算額の状況	
	(2) 基金残高の状況	
	(3) 市債残高の状況	
	(4) 財政指標の状況	
4	これまでの歳入確保・歳出削減の取組	11
	(1) 歳入確保対策	
	(2) 歳出削減対策	
	(3) その他の取組	
5	中期財政の見通し	14
	(1) 中期財政収支の見通し	
	(2) 基金残高の見通し	
	(3) 市債残高の見通し	
6	持続可能な財政運営維持への取組方針	19
	(1) 目標	
	(2) 歳入確保対策	
	(3) 歳出削減対策	
	(4) その他の取組	

大田原市中期財政計画

1 計画の目的

これまで本市においては、歳入の確保、定員適正化計画による人件費の削減、民間への業務委託や事務事業検証改善会議等による事業の見直し、財源配分型の予算編成による経常経費の削減など、歳入歳出全般にわたる改善を行ってきました。厳しいながらも、これらの取組により、全会計における収支については黒字であり、平成 19 年度決算から算定と公表が義務付けられた健全化判断比率の各指標についても、適正な範囲を維持することができています。

しかしながら、財政構造の弾力性を示す経常収支比率については、適正範囲の 70%から 80%に対して、合併初年度である平成 17 年度は 88.5%でありましたが、直近 5 年間（平成 30 年度～令和 4 年度）平均では 94.6%まで上昇しており、政策的な事業や臨時の財政需要に対応する財源に余裕がない状況となっています。

今後の見通しについては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が減少した一方、円安やロシアによるウクライナ侵攻の影響による原油・物価高は継続していることから、市税収入等の歳入確保が不透明な状況です。歳出では、公共施設の老朽化対策費の増加、少子高齢化の進行による社会保障費の増加などに多額の財源が必要であり、収支の均衡を図るため後年度の負担を伴う地方債の発行などが必要となり、財政指標の悪化が懸念されます。

特に本市は、合併後 10 年間の財政措置であった合併算定替えによる普通交付税の加算が平成 28 年度から段階的に減少され、令和 2 年度を以って加算措置がなくなり、合併特例事業の財源として発行してきた合併特例債も令和 3 年度（令和 2 年度同意分）で終了し、これまでのような財源の確保が困難となっています。

一方で、今後も市総合計画に基づき魅力あるまちづくりを進めるためには、新たな財源の確保や市有財産の有効活用を図るなど、創意工夫を加えた行財政運営が必要不可欠となっています。

このように厳しい財政状況が予想される中、大田原市自治基本条例第 13 条第 3 項に規定されている、中長期的な財政見通しのもとに、計画的で健全な財政運営に努めるため、「大田原市中期財政計画」を策定しています。

この計画は、財政運営の基本的な方針や具体的な取組などを示し、毎年度の予算編成方針の指針として活用することで、一層の行財政改革を進め、諸施策の着実な実現と持続可能な自治体運営の確立を図るものです。

2 計画策定の基本事項

(1) 計画期間

- ・令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

(2) 計画対象会計

- ・本計画の対象会計は、「一般会計」とします。ただし、財政指標においては、地方財政状況調査（決算統計）の結果が反映されている資料を用いるため、「普通会計（一般会計及び子育て支援券特別会計）」による指標となっています。

(3) 計画の見直し

- ・今後の景気動向や国の制度改正、本市の状況に対応するため、必要に応じて（概ね3年ごと）見直しを行います。

3 本市の財政状況

(1) 歳入歳出決算額の状況

歳入の根幹である「市税」は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により減少しましたが、令和4年度にはコロナ前の水準まで回復しました。「地方譲与税・交付金」のうち、地方消費税交付金が令和元年10月からの消費税増税の影響で令和2年度以降大きく増加しました。「地方交付税」のうち普通交付税は、合併した市町村に有利に交付される合併算定替えが、合併から10年が経過したことにより、平成28年度から縮減され、令和2年度で加算措置がなくなったため、減少しています。震災復興特別交付税は、新庁舎建設により平成29年度に増加し、広域クリーンセンター大田原基幹的設備改良事業及び共同一般廃棄物最終処分場建設事業により令和2年度、令和3年度は大幅な増加となりました。「国県支出金」については、特別定額給付金事業等により令和2年度は大幅な増加となりました。「市債」については、平成28年度から平成30年度は大田原小学校及び紫塚小学校の増改築事業や新庁舎建設事業により、令和2年度は大田原中学校校舎増改築事業を実施したため、多額の市債発行が必要とされましたが、令和3年度、令和4年度は大きな事業がなく、起債発行額は減少しました。令和4年度からは交付税措置のある有利な起債である過疎債の発行が可能となりました。「その他」の収入のうちふるさと納税寄附金は平成27年度をピークに減少傾向でしたが、令和元年度から回復し、令和4年度決算額は194,492千円となりました。

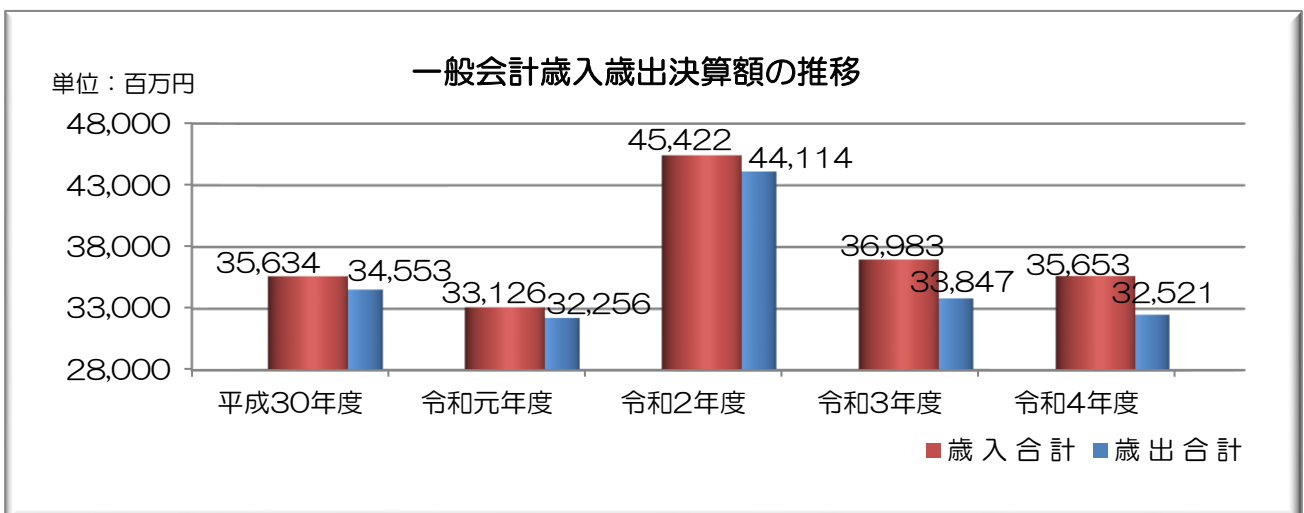
歳出のうち、「人件費」については、給与改定や再任用職員の増加及び会計年度任用職員制度の導入等により令和2年度まで増加傾向となっておりましたが、定員適正化により職員数を抑制しており、減少に転じています。社会保障経費である「扶助費」は年々増加傾向にあり、本市の歳出の中で最も大きな割合を占めています。「補助費等」は、令和2年度は特別定額給付金事業やおたわら応援チケット事業等により大幅な増加となりました。「普通建設事業費」は、大田原中学校校舎増改築事業により令和2年度は大幅な増加となりましたが、令和3年度以降減少傾向にあります。平成30年度の「災害復旧事業費」は、そのほとんどが新庁舎建設事業の経費となっています。

(単位：百万円)

【歳入】	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市税	10,754	10,830	10,808	10,810	11,086
地方譲与税・交付金	2,131	2,119	2,405	2,796	2,739
地方交付税	7,081	6,452	8,336	7,561	6,480
国県支出金	6,566	6,969	15,669	10,133	8,910
繰入金	1,060	1,153	986	263	326
繰越金	1,200	1,080	869	1,308	3,136
市債	4,888	2,630	3,779	2,038	851
その他	1,954	1,893	2,570	2,074	2,125
歳入合計	35,634	33,126	45,422	36,983	35,653

【歳出】	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
義務的経費	14,781	15,142	15,741	17,282	16,523
うち人件費	4,801	4,845	4,967	4,748	4,793
うち扶助費	6,269	6,800	7,317	8,892	8,120
うち公債費	3,711	3,497	3,457	3,642	3,610
物件費	4,729	4,721	4,407	4,381	4,395
維持補修費	261	224	184	205	212
補助費等	4,004	4,394	15,415	5,755	5,710
投資的経費	6,526	3,560	4,854	2,132	1,410
うち普通建設事業費	3,146	3,200	4,401	1,963	1,392
うち災害復旧費	3,380	360	453	169	18
その他	4,252	4,215	3,513	4,092	4,271
歳出合計	34,553	32,256	44,114	33,847	32,521

【形式収支】	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入歳出差引	1,081	870	1,308	3,136	3,132



・実質単年度収支

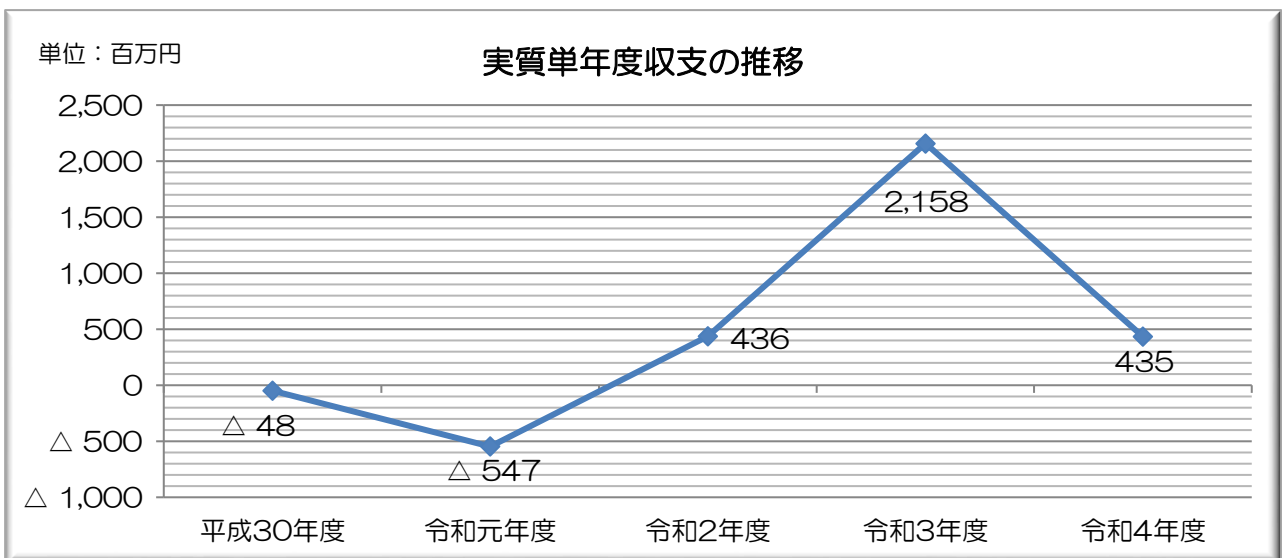
実質単年度収支とは、単年度収支から黒字や赤字の大きな要因となる財政調整基金の積み立て及び取り崩し等を控除した数値で、当該年度だけの実質的な収支を把握するための指標です。単年度収支が黒字であっても、基金を取り崩す財政運営を行ってれば、実質単年度収支は赤字となってきます。

本市では、平成30年度、令和元年度はマイナスで推移しており、実質的な赤字運営が続いていましたが、令和2年度から黒字に転じました。

$$\text{実質単年度収支} = \text{当該年度実質収支} - \text{前年度実質収支} + \text{財政調整基金積立額} + \text{地方債繰上償還額} - \text{財政調整基金取崩額}$$

(単位：百万円)

項目 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実質単年度収支	△48	△547	436	2,158	435



《用語説明》

【普通会計】

全国の地方公共団体を比較するため、一般会計に一部の特別会計を加えた会計区分で、具体的に本市では、一般会計及び子育て支援券特別会計で構成されています。

【形式収支】

歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差引いた額で、歳入歳出差引額（歳入決算額－歳出決算額）です。

【実質収支】

歳入歳出差引額（形式収支）から翌年度へ繰越すべき財源を控除した決算額をいいます。前年度以前からの収支の累積です。

【単年度収支】

当該年度の決算による実質収支から前年度の実質収支を差引いた額をいいます。

(2) 基金残高の状況

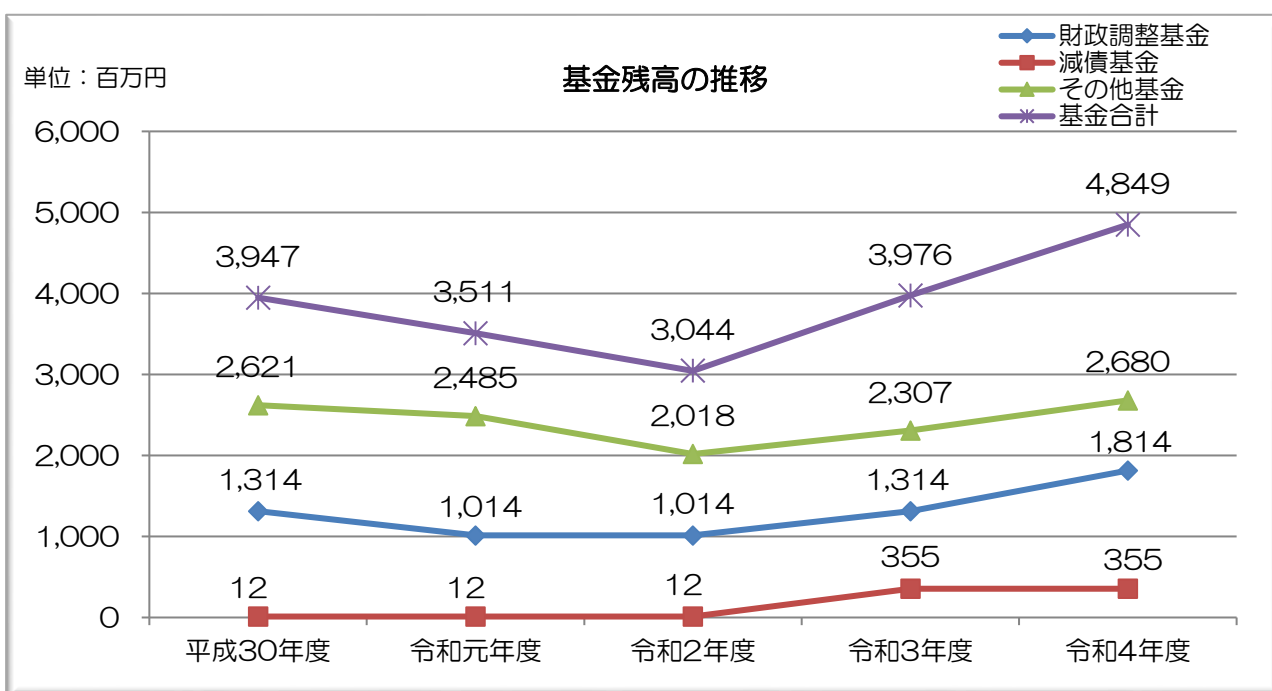
基金とは、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産で、家計でいう貯金にあたるものです。

年度間の財政調整を担っている財政調整基金は、歳入不足額を補うために取り崩しを行ってきたことで、減少傾向にありましたが、令和3年度以降、取り崩し額の抑制に努め、積み増しを行い、増加に転じました。その他基金についても、公共施設整備等基金やスポーツ文化振興基金等への積み立てを行ったことで、全体的に増加傾向にあります。

【基金残高】

(単位：百万円)

項目	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
財政調整基金		1,314	1,014	1,014	1,314	1,814
減債基金		12	12	12	355	355
小計		1,326	1,026	1,026	1,669	2,169
その他基金		2,621	2,485	2,018	2,307	2,680
基金合計		3,947	3,511	3,044	3,976	4,849



《用語説明》

【財政調整基金】

年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、財源に余裕のある年度に積み立てを行い、不況による大幅な減収や災害の発生による思わぬ支出の増加時に取り崩しを行う積立金です。

【減債基金】

公債費は、歳入の減少等に関係なく支出されなければならない義務的経費で、償還を計画的に行うための積立金です。

(3) 市債残高の状況

「通常債」は、平成17年度の市町村合併後、交付税措置で有利な「合併特例債」を活用してきたため減少していましたが、「合併特例債」の発行が終了してから「通常債」に切り替えを行ったため、令和2年度に増加へ転じ、令和3年度以降は市債発行額の減少により再び減少しました。

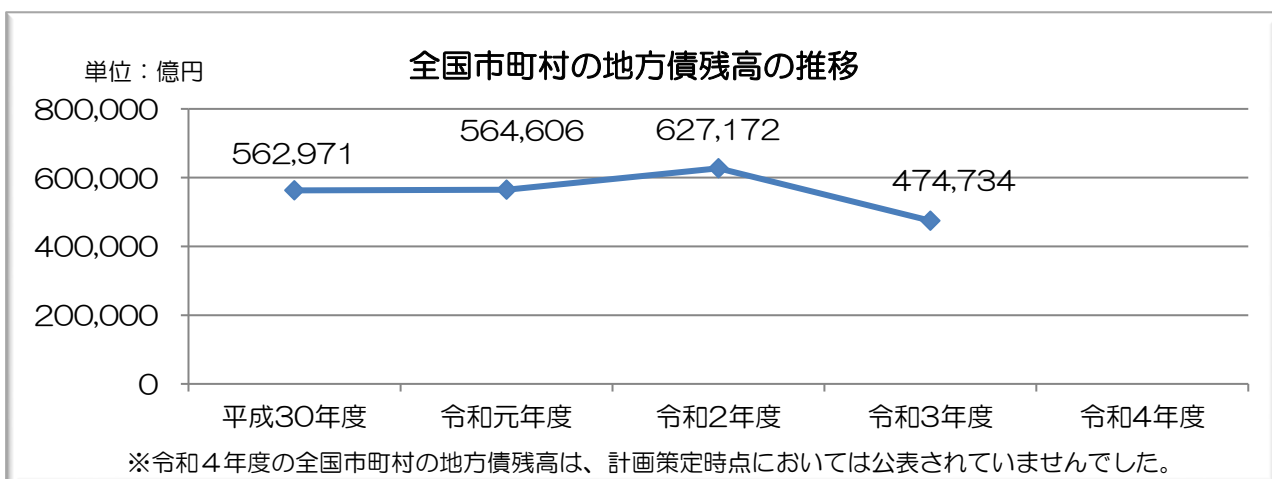
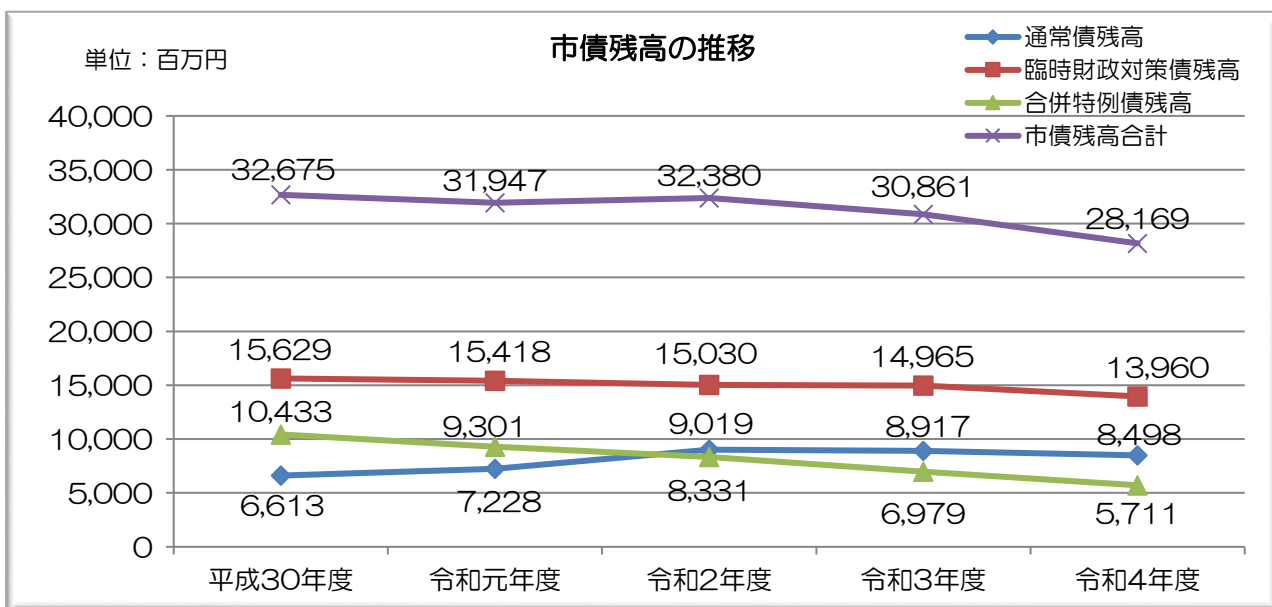
また、平成13年度から制度化された「臨時財政対策債」は、国の地方財政計画（発行抑制）の影響により令和元年度から減少に転じています。「合併特例債」は、合併直後に多額の発行をしていたため、近年は償還終了により減少傾向となっています。市債残高合計は、合併特例債の一部で償還が終了したことや、市債発行額を抑制しているため、減少傾向となっています。

なお、返済額の全額が普通交付税として措置される「臨時財政対策債」は、令和4年度末の残高で約140億円となっており、全体の50%、返済額の70%が普通交付税として措置される「合併特例債」は、令和4年度末の残高で約57億円となっており、全体の20%を占めています。

【市債残高】

(単位：百万円)

項目	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
通常債		6,613	7,228	9,019	8,917	8,498
臨時財政対策債		15,629	15,418	15,030	14,965	13,960
合併特例債		10,433	9,301	8,331	6,979	5,711
市債残高合計		32,675	31,947	32,380	30,861	28,169



《用語説明》

【通常債】

臨時財政対策債や合併特例債等を除いた、一般的な地方債（例：公共事業等債、公営住宅建設事業債）。

【臨時財政対策債】

国の政策により、平成 13 年度から国の財源不足のため地方交付税の一部を地方が発行することとなった地方債で、市税や地方交付税同様に一般財源として使用することができます。元利償還金相当額は、後年度の普通交付税における基準財政需要額に全額算入されます。

【合併特例債】

合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う事業の経費等について、発行が認められた地方債で、対象事業費の 95%が起債可能であり、その元利償還金の 70%が後年度の普通交付税における基準財政需要額に算入されます。

(4) 財政指標の状況

財政の健全性を示す指数として、財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率などがあります。

経常収支比率は、扶助費などの増加により、90%台と高い数値となっており、慢性的な財政構造の硬直化に陥っている状態です。また、実質公債費比率は、平成 29 年度までと比べると下降しており、より健全化の方向に向かっていますが、全国平均と比べると高い水準であり、なお一層の改善が必要です。将来負担比率は、近年の基金残高の減少により上昇していましたが、令和 3 年度以降は基金残高の増加及び地方債残高の減少により、下降しています。

(単位：%)

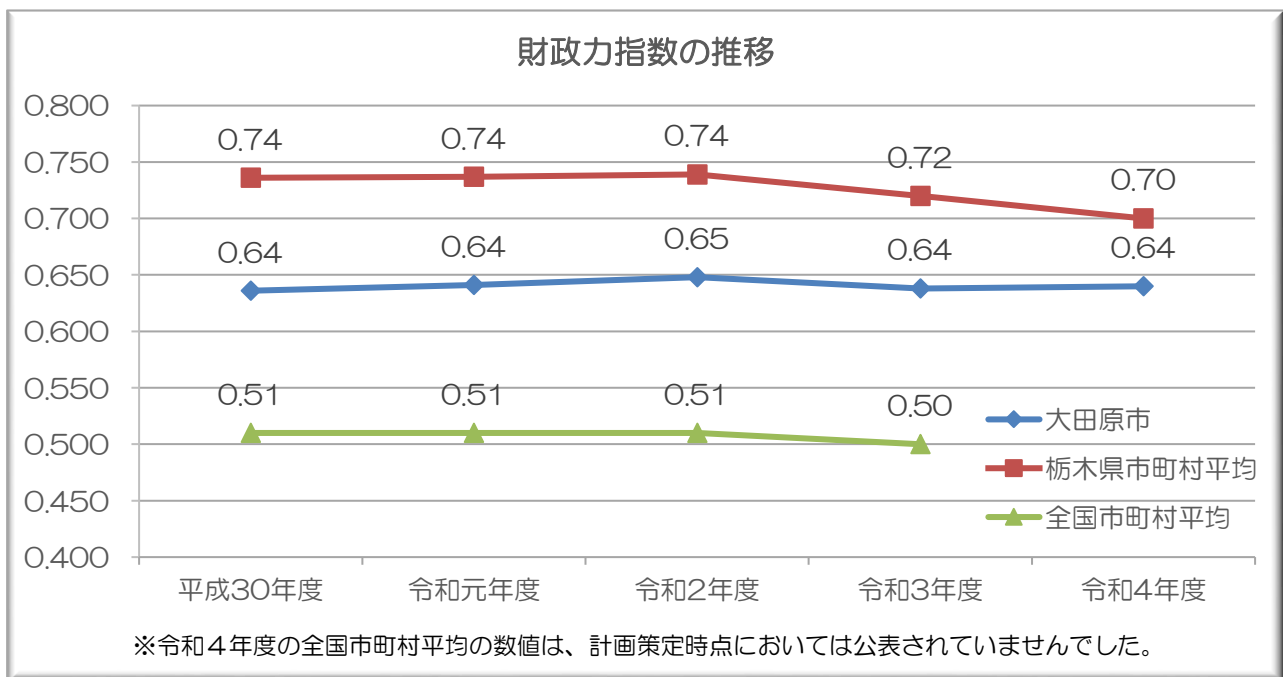
項目 \ 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
財政力指数	0.636	0.641	0.648	0.638	0.639
経常収支比率	95.5	97.9	96.4	89.2	94.1
実質公債費比率	7.9	7.1	6.4	6.0	6.2
将来負担比率	58.2	63.7	64.9	51.9	37.0

・財政力指数

財政力指数とは、普通交付税の算定に用いられる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 カ年の平均で算出されます。

標準的な税率で、どの程度の標準的な需要をまかなえるかを示す指標であり、財政力指数が「1」に近いほど財政力が強いとされています。財政力指数が 1 を超える地方公共団体には普通交付税は不交付となり、財政力指数が 1 に満たない団体は、その不足する一般財源（基準財政需要額－基準財政収入額）が普通交付税として交付されます。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \quad (\text{3カ年平均})$$



・経常収支比率

経常収支比率は、人件費、扶助費、公債費等の義務的経費に市税、普通交付税、地方譲与税などの経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見ることにより、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断する指標です。比率が低いほど財政構造の弾力性が高いと判断されます。

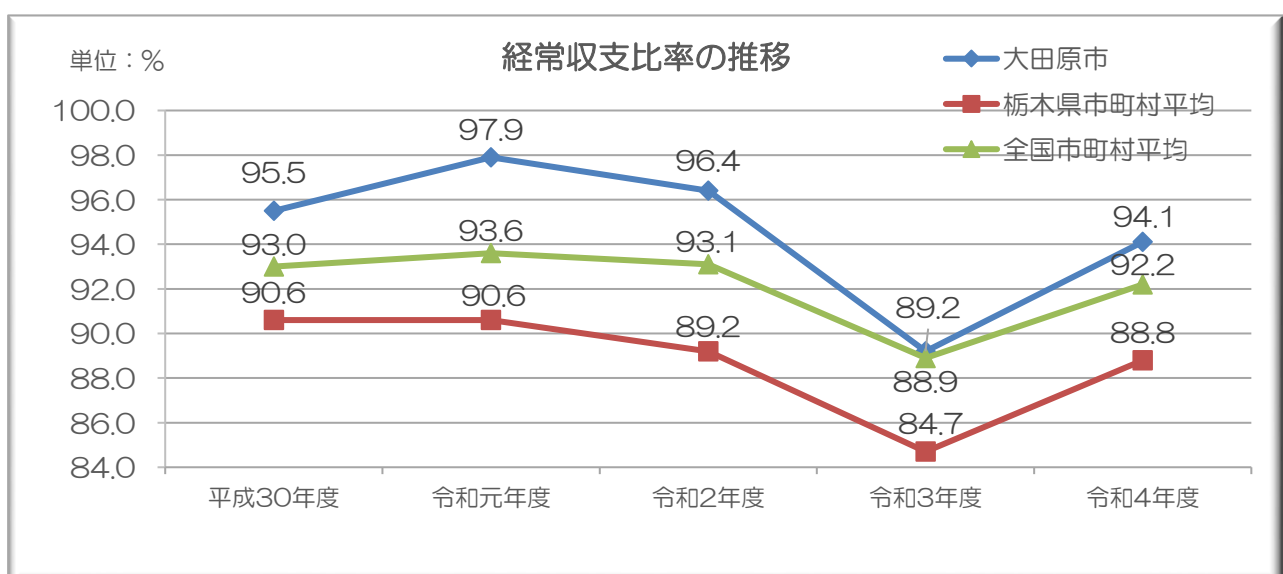
指標の望ましい数値は、70%～80%程度とされていますが、全国的に90%を超える団体が多く、財政構造の硬直化は、多くの自治体が抱える共通の課題となっています。

経常経費充当一般財源

(人件費、扶助費、公債費など毎年経常的に支出される経費に充当された一般財源)

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源}} \times 100$$

(市税、普通交付税などのように毎年経常的に収入される一般財源)



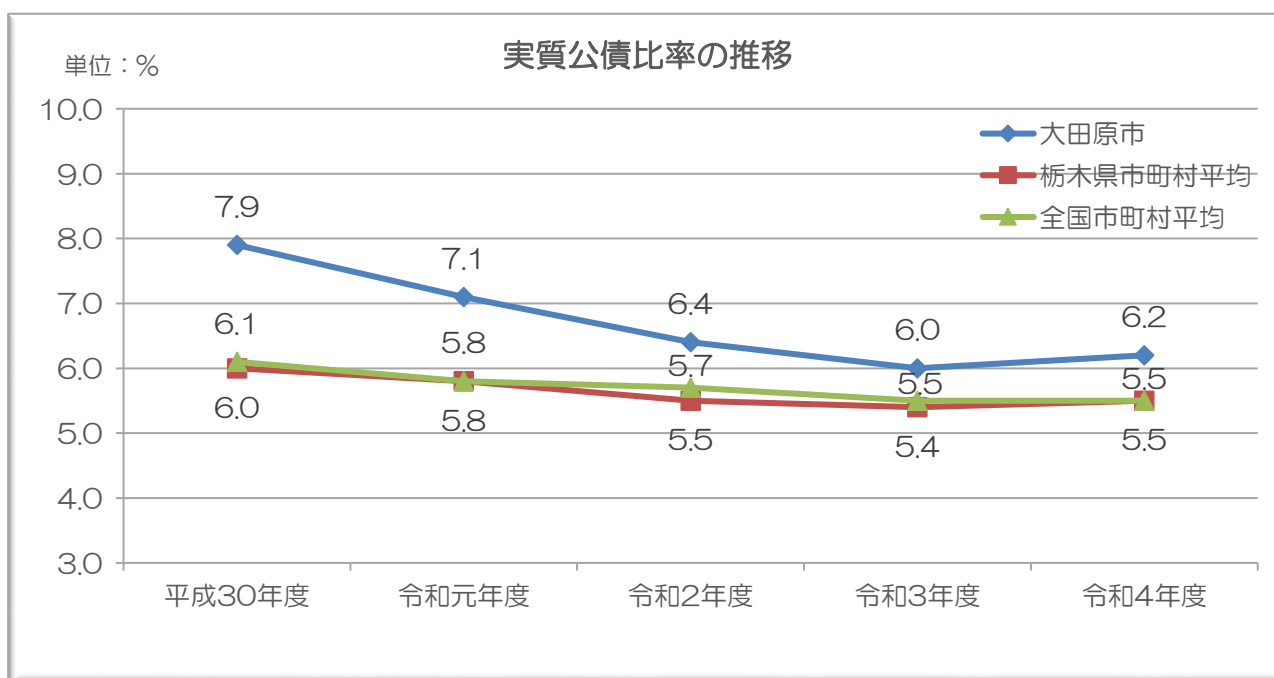
・実質公債費比率

実質公債費比率とは、地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する過去3年間の平均値で、借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化して、資金繰りの程度を表す指標です。比率が低いほど健全性が高いと判断されます。

なお、「地方公共団体の財政健全化に関する法律」における早期健全化基準については25%、財政再生基準については35%となっています。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A + B) - (C + D)}{E - D} \times 100$$

- A：地方債の元利償還金
 B：準元利償還金（公営企業債の元利償還金に対する一般会計からの繰入金など実質的に公債費と同じとされているもの）
 C：特定財源
 D：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
 E：標準財政規模



《用語説明》

【早期健全化基準】

財政の早期健全化を図るべき基準として政令で定められている数値で、地方公共団体は、健全化判断比率である、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のいずれかが、この基準値以上となった場合には、財政健全化計画を定めなければならないこととなっています。

【財政再生基準】

財政の再生を図るべき基準として政令で定められている数値で、地方公共団体は、再生判断比率である、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のいずれかが、この基準値以上となった場合には、財政再生計画を定めなければならないこととなっています。

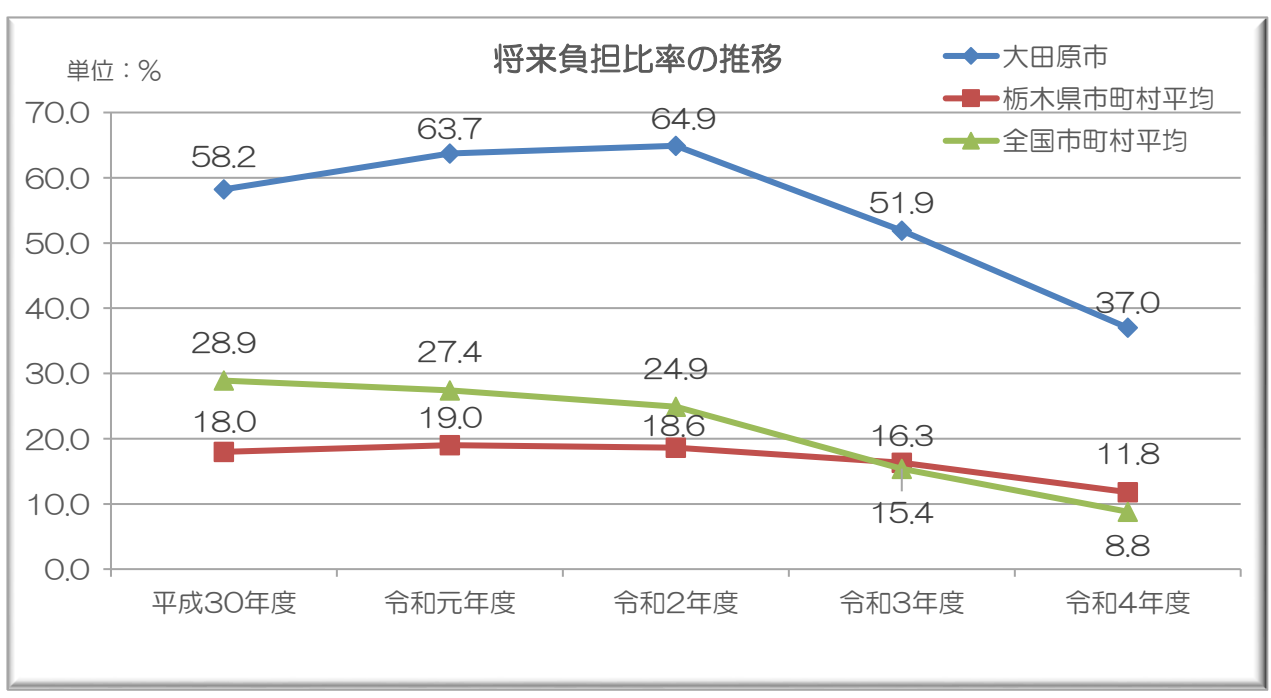
・将来負担比率

地方公共団体の一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。地方債残高等の将来負担すべき借金が、標準的な年間収入の何年分かを表しています。比率が高いほど、将来の財政が圧迫される可能性が高いと判断されます。

なお、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準については、実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案して、350%となっています。

$$\text{将来負担比率} = \frac{A - (B + C + D)}{E - F} \times 100$$

- A：将来負担額
- B：充当可能基金額
- C：特定財源見込額
- D：地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額
- E：標準財政規模
- F：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額



4 これまでの歳入確保・歳出削減の取組

(1) 歳入確保対策

①市税等収納率の向上

- ・市税、保育料、市営住宅使用料等の収納率向上を図り、それぞれ収納率は向上しています。

【市税徴収率（現年分）の推移】

（単位：％）

項目	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
		市税徴収率	【目標】	98.9	99.0	98.9
（現年分）	【実績】	99.3	99.2	99.2	99.6	99.7

②適正な財産管理

- ・市有財産の有効活用を図るとともに、利用計画がない土地等について、インターネット公売等を行いながら、積極的な売却に努めています。

【未利用の土地・建物・物品の処分状況】

（単位：千円）

項目	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
		未利用の土地・建物売払	【目標】	20,000	20,000	20,000
金額	【実績】	15,216	31,577	70,669	121,831	14,917
不要物品売払金額	【実績】	1,721	440	2,203	8,939	2,877

③受益者負担の適正化

- ・定期的に使用料・手数料見直し検討会を開催し、受益者負担の適正化を図るため、使用料・手数料の見直しの検討を実施しています。新型コロナウイルス感染症の影響が緩和され黒羽温泉五峰の湯をはじめとした施設使用料が増加しました。

【使用料・手数料収入の推移】

（単位：千円）

項目	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
		一般会計使用料・手数料	【実績】	406,754	398,052	312,730

(2) 歳出削減対策

①人件費の抑制

- ・平成 30 年度以降は給与改定や再任用職員の増加により、令和 2 年度はそれらの要因に加えて会計年度任用職員制度の導入により増加傾向にありましたが、定員適正化計画に基づいた職員数の削減や時間外勤務手当の削減を行い、人件費の縮減に努め、平成 30 年度と比べると令和 3 年度及び令和 4 年度は減少しました。時間外勤務時間は令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりイベント等を中止したため、大幅に減少しました。令和 4 年度はイベント等の再開や国民体育大会の実施により大幅に増加しました。

【人件費抑制の状況】

(単位：人、千円、時間)

項目	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
職員数	【目標】	575	571	568	560	555
	【実績】	575	571	568	559	556
人件費【実績】		4,801,239	4,844,545	4,967,267	4,747,887	4,793,349
時間外勤務時間【実績】		47,274	41,576	28,717	37,633	45,672

※時間外勤務時間については、選挙関係の時間外勤務時間を除いています。

②内部管理経費の削減

- ・公の施設の管理運営について、指定管理者制度の導入を推進し、市民サービスの向上と経常経費の削減を図っています。導入施設数は施設の廃止により平成 30 年度と比べ 2 件の減少となりました。

【指定管理者導入施設数】

(単位：件)

項目	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
指定管理者導入施設数【実績】		16	16	15	14	14

③事務事業の見直し

- ・保育園の民間委託を進め、待機児童の解消及び多様化する保育サービスへの対応を図るとともに経費の削減を行いました。また、小中学校給食調理業務の民間委託も推進し、平成 28 年度からは、全ての小中学校で民間委託による調理又は給食センターの給食となりました。

【民間委託の状況等】

(単位：件)

項目	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
民間委託保育園数【実績】		6	7	7	8	8
給食調理業務民間委託学校数【実績】		23	23	22	22	22

④投資的事業の見直し

- ・総合計画実施計画などにより、効率的、計画的な事業の実施を行い、事業の平準化を図りましたが、平成 30 年度は市庁舎再整備事業、令和 2 年度は大田原中学校校舎増改築事業により投資的経費が増加しました。合併特例債及び臨時財政対策債以外の起債額は、圧縮に努めてきた結果、市庁舎再整備事業や大田原中学校校舎増改築事業が終了したことから令和 3 年度以降は大幅な減少となりました。

【投資的経費及び起債額の状況】

(単位：千円)

項目	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
投資的経費【実績】		6,525,513	3,559,532	4,854,174	2,131,797	1,409,786
合併特例債及び臨時財政対策債以外の起債額【実績】		1,843,100	1,329,100	2,497,200	705,500	506,800

⑤企業会計・特別会計の運営健全化

- ・企業会計や特別会計においても、経費削減や使用料の適正化など、運営の健全化を図っていますが、一般会計から企業会計等への基準外繰出金として、施設修繕費や公債費に充てる経費の繰出金が必要な状況です。令和元年度までは全体的には減少傾向となっていましたが、令和2年度は下水道事業会計が公営企業会計へ移行したことに伴い、大幅に増加しました。令和3年度以降は減少傾向となっています。

【基準外繰出金の推移】

(単位：千円)

項目	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
基準外繰出金【実績】		104,099	102,121	436,981	327,899	292,236

(3) その他の取組

①財務情報の共有化

- ・財政状況の開示については、市民に対する説明責任の観点から、予算・決算、財務書類4表、健全化判断比率、大田原市の家計簿などの開示資料を、分かりやすい内容で作成するよう心がけるとともに、広報紙や市ホームページに掲載し、市民へより広く周知できるよう努めました。

②行政経営への転換

- ・事務事業の検証改善を実施し、行財政改革の推進と事務事業の透明性の確保を図り、総合計画の進行管理、予算編成等に活用しました。

【事務事業検証改善会議実施結果】

(単位：件、千円)

項目	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
検証事業数【実績】		8	8	8	—	—
改善効果額【実績】		14,022	24,017	18,655	—	—

※令和3年度以降は、事務事業庁内検証会議を休止したため、実績がありません。

③行政組織改革

- ・権限移譲や高度化・多様化する市民ニーズに適切に対処するため、効率的な行政体制の整備を図るため、必要に応じて、組織改編を行いました。

5 中期財政の見通し

(1) 中期財政収支の見通し

歳入のうち、「市税」は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が落ち着いたことで、令和4年度に大幅に回復しましたが、今後も同水準で推移すると見込んでいます。また、「地方譲与税・交付金」は、消費税増税の影響により、令和2年度に地方消費税交付金が大きく増加しましたが、今後はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。「地方交付税」は、令和2年度で普通交付税の合併算定替えによる加算措置が終了し、交付税措置率の高い合併特例債や臨時財政対策債などの公債費も減少するため、減少傾向となる見込みです。「市債」は、大型事業が完了したことにより、15億円程度で推移する見込みです。このようなことから歳入全体では、令和6年度以降は、決算見込みで330億円程度で推移する見込みです。

歳出について、「人件費」は、定年延長などの影響により人員減が見込めないことから、令和6年度以降は、横ばいで推移する見込みです。「公債費」は、合併特例債や臨時財政対策債の償還終了するものが増えるため、令和5年度以降も減少する見込みです。社会保障経費である「扶助費」は、これまでの推移からも増加が見込まれ、義務的経費全体では増加する見込みです。「物件費」は、ほぼ横ばいで推移する見込みです。「補助費等」は、令和3年度で広域クリーンセンター大田原基幹的設備改良事業及び共同一般廃棄物最終処分場建設事業が終了したことから、令和4年度以降は、ほぼ横ばいで推移する見込みです。ただし、黒磯水処理センターの整備が令和5年度から令和13年度までの予定で行われ、令和8年度以降地方債の借入を行うことを予定しているため、令和10年度から公債費負担金が増加することが見込まれます。

投資的経費については、「普通建設事業費」において、令和5年度以降は大規模な事業は見込んでいないものの、公共施設個別施設計画に基づく公共施設の長寿命化事業等が行われるため、令和6年度以降は増加する見込みです。このようなことから歳出全体でも、令和6年度以降は、決算見込みで330億円程度で推移する見込みです。

歳入歳出差引では、歳入歳出ともに減少していく見込みですが、歳入の減少率が歳出の減少率を超えているため、計画期間である令和5年度から令和9年度までの5年間で、歳入から歳出を差し引いた形式収支が令和4年度決算と比べて大幅に減少することとなり、財源不足に陥る恐れもあります。

(単位：百万円)

【歳入】	決算	本計画期間の見通し				
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
市税	11,086	11,205	11,027	11,069	11,113	11,018
地方譲与税・交付金	2,739	2,742	2,729	2,729	2,729	2,729
地方交付税	6,480	6,341	6,382	6,202	6,110	6,140
国県支出金	8,910	8,629	8,893	9,039	9,189	9,342
繰入金	326	291	291	291	291	219
繰越金	3,136	3,132	1,579	777	451	257
市債	851	1,260	1,591	1,589	1,591	1,587
その他	2,125	2,199	2,314	2,295	2,288	2,352
歳入合計	35,653	35,799	34,806	33,991	33,762	33,644

【歳出】	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
義務的経費	16,523	16,689	16,734	16,783	16,813	16,843
うち人件費	4,793	4,743	4,841	4,851	4,864	4,832
うち扶助費	8,120	8,505	8,705	8,910	9,119	9,335
うち公債費	3,610	3,441	3,188	3,022	2,830	2,676
物件費	4,395	4,665	4,695	4,695	4,695	4,695
維持補修費	212	216	220	225	229	234
補助費等	5,710	5,862	5,856	5,679	5,672	5,661
投資的経費	1,410	2,100	2,600	2,600	2,600	2,600
うち普通建設事業費	1,392	2,000	2,500	2,500	2,500	2,500
うち災害復旧費	18	100	100	100	100	100
その他	4,271	4,687	3,924	3,558	3,496	3,434
歳出合計	32,521	34,219	34,029	33,540	33,505	33,467

【形式収支】	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
歳入歳出差引	3,132	1,580	777	451	257	177

・中期財政収支の推計方法

【 歳 入 】

市 税	近年の経済状況、人口減少による影響、税制改正及び固定資産税の評価替えによる影響を考慮して推計しました。
地方譲与税 ・交付金	近年の実績から、伸び率又は増減額等で推計しました。
地方交付税	普通交付税は、平成5年度の交付額を基準とし、市税等の増減、交付税算入公債費の推計額を加減しました。 特別交付税は、平成4年度交付額及び令和5年度以降の対象事業費の見込みから推計しました。
国県支出金	国県支出金は、扶助費及び普通建設事業費の推移から、事業費に対する交付割合等により推計するとともに、その他の事業費については、過去の平均額等により推計しました。
繰入金	近年の他会計及び基金からの繰入実績及び基金残高等により推計しました。
市 債	普通建設事業等の歳出計画に基づき、通常債及び過疎債を発行することとしました。 通常債は、過去の普通建設事業費充当財源の地方債の割合により推計しました。 過疎債は、過疎地域持続的発展計画に基づき推計しました。 臨時財政対策債は、発行可能額全額を発行することとし、近年の伸び率で推計しました。
そ の 他	近年の実績から、伸び率又は増減額等で推計しました。

【 歳 出 】

人 件 費	定員適正化計画に基づき推計しました。
扶 助 費	近年の実績による伸び率及び増減額、令和4年度の決算額を用いて推計しました。
公 債 費	市債発行額に連動させ推計しました。
物 件 費	近年の実績による伸び率及び増減額、令和4年度の決算額を用いて推計しました。
維持補修費	近年の実績による伸び率及び増減額、令和4年度の決算額を用いて推計しました。
補助費等	近年の実績額及び今後の事業計画（一部事務組合への負担金等）による歳出額により推計しました。
普通建設 事業費	通常事業及び過疎地域対策事業をそれぞれ積み上げて推計しました。 通常事業については、公共施設個別施設計画を反映し推計しました。 過疎地域対策事業については、過疎地域持続的発展計画を反映し推計しました。
災害復旧費	令和5年度以降は、毎年度1億円を計上しました。
そ の 他	近年の実績による伸び率又は増減額、令和4年度の決算額を用いて推計しました。

(2) 基金残高の見通し

各年度の財源不足額を圧縮し、収支の均衡を図りますが、年度により歳入歳出の差額は発生します。歳入が歳出を上回る年度は、「繰越金」として又は年度間の財源不均衡を調整する「財政調整基金」等への積み立てを行い翌年度以降の財源とし、財源が不足する年度については、「財政調整基金」等からの取り崩しを行い、財政赤字を解消することとなります。

歳入歳出差引額がプラスの年度は、全額を「繰越金」として翌年度に繰り越し、地方財政法第7条の規定に従い、翌年度にその額の約1/2を基金へ積み立てることとして推計しました。

【歳入歳出差引額と年度間調整】

(単位：百万円)

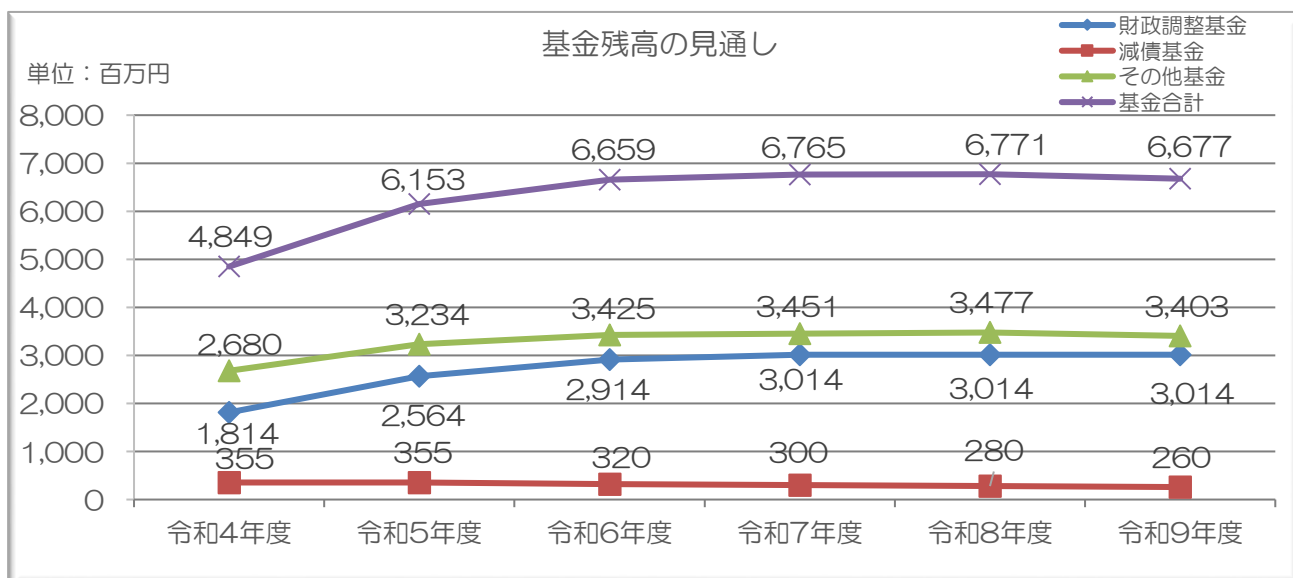
項目	年度	本計画期間の見通し					
	決算	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
歳入歳出差引 (△は財源不足額)		3,132	1,580	777	451	257	177
財政調整基金増減		500	750	350	100	0	0
財政調整基金残高		1,814	2,564	2,914	3,014	3,014	3,014
財政赤字		0	0	0	0	0	0

「財政調整基金」は、取り崩しの抑制を図ったうえ、積み増しを行います。「減債基金」は、令和3年度に積み立てた臨時財政対策債償還基金費を令和6年度から取り崩して、臨時財政対策債の償還費に充当します。「その他基金」については、老朽化した公共施設を整備するため、公共施設整備等基金を毎年度取り崩す見込みです。

【基金残高】

(単位：百万円)

項目	年度	本計画期間の見通し					
	決算	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
財政調整基金		1,814	2,564	2,914	3,014	3,014	3,014
減債基金		355	355	320	300	280	260
小計		2,169	2,919	3,234	3,314	3,294	3,274
その他基金		2,680	3,234	3,425	3,451	3,477	3,203
基金合計		4,849	6,153	6,659	6,765	6,771	6,677



(3) 市債残高の見通し

「臨時財政対策債」は、平成13年度から制度が開始され20年が経過し、償還終了となるものが今後増えていくため、残高も減少していく見込みです。「合併特例債」は、合併直後に多額の発行をしていたため、償還終了となる金額が大きく、さらに発行可能残額が令和3年度（令和2年度同意分）でなくなったことから、残高は減少していきます。

「過疎債」は令和3年度に策定した過疎地域持続的発展計画に基づき令和4年度から発行が始まったため、残高は今後増加していく見込みです。

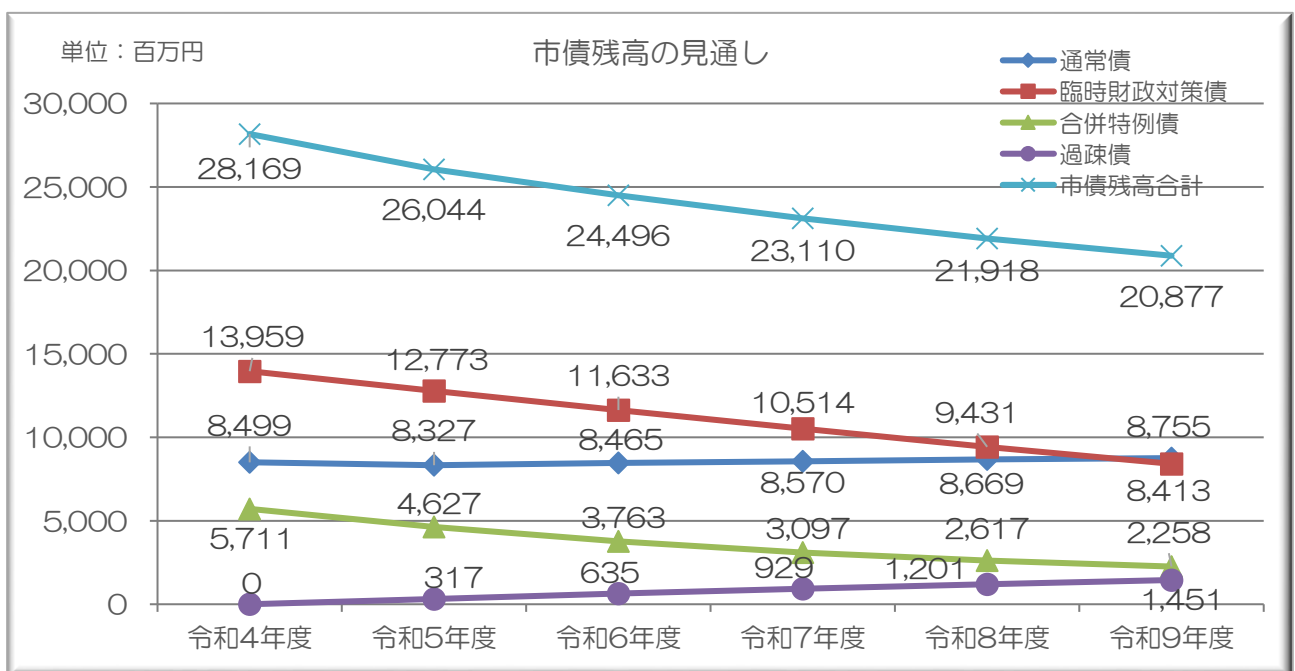
「通常債」は、建設事業等を計画的に実施し発行していきますが、これまで「合併特例債」で発行していたものが、「通常債」に切り替えることや、公共施設個別施設計画に基づき、公共施設の長寿命化事業等の財源として発行していく予定のため、発行額が増加し、残高は増加していく見込みです。

市債残高合計では、各年度の発行額が各年度の元金償還額を下回る予定のため、減少していく見込みです。

【市債残高】

(単位：百万円)

項目	年度	本計画期間の見通し					
	決算	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
通常債		8,499	8,327	8,465	8,570	8,669	8,755
臨時財政対策債		13,959	12,773	11,633	10,514	9,431	8,413
合併特例債		5,711	4,627	3,763	3,097	2,617	2,258
過疎債		0	317	635	929	1,201	1,451
市債残高合計		28,169	26,044	24,496	23,110	21,918	20,877



6 持続可能な財政運営維持への取組方針

(1) 目標

- ①計画期間の各年度の財源不足額を圧縮し、可能な限り収支均衡を図ることで、財政調整基金の年度末残高を計画期間中に標準財政規模の15%以上とし、令和9年度まで標準財政規模の15%以上を維持することを目標とします。
- ②各年度の経常収支比率を95%以下にすることを目標とします。
- ③大型事業の実施に伴う多額の地方債発行による資金調達をしたとしても各年度の実質公債費比率を6.0%以下、将来負担比率を30.0%以下とすることを目標とします。

(2) 歳入確保対策

①市税等収入の確保

- ・市税、国民健康保険税、介護保険料、保育料、市営住宅使用料について、それぞれに現年度徴収率の目標を設定し、徴収業務を強化します。また、現年度徴収率を向上させることで、滞納整理に係る業務及び経費の削減を図ります。
- ・公平、公正な課税を行うため、関係機関と連携し未申告者への対策を強化します。

②市有財産の有効活用

- ・具体的な利用計画がない不動産等（遊休財産）について、貸付や売却など利活用を積極的に実施します。

③受益者負担の適正化

- ・行政サービスの費用負担について、一定の割合は受益者が負担することが公平であるとの観点から、負担金、手数料、使用料について、適正な負担となるよう見直しを検討します。

④税外収入の確保

- ・広告事業やふるさと納税寄附金の受入れなど、税外収入の積極的な確保に取り組みます。

(3) 歳出削減対策

①人件費の抑制

- ・令和5年度から段階的に定年が延長されることとなりますが、定員適正化計画に基づく職員数の適正管理を行い、人件費の抑制に努めます。

②事務事業の見直し

- ・行政評価を実施し、その結果や成果を客観的に評価し、各種政策、施策に反映させます。また、事業の見直しを行い、徹底した経費削減を図ります。
- ・国及び県の動向や新規制度の情報を的確に把握し、優先的に実施すべき重点施策を見極め、限りある財源を効率的、効果的に活用します。また、事業の新設、拡充等に当たっては、「スクラップ・アンド・ビルドの原則」、「サンセット方式」に努めます。

③市単独補助金の適正化

- ・令和2年10月に策定した「大田原市補助金制度に関する基本指針」や財政健全化検証委員会の答申に基づき、毎年度、必要性や費用対効果を検証するとともに、公益性や公平性を確保することを基本に、市単独補助金の適正化を図ります。

④公債費の抑制

- ・市債の借入れに際しては、対象事業を精査して発行額を最小限に抑えるとともに、地方交付税算入など、より有利な地方債を活用し、公債費負担の抑制に努めます。起債額は、元金償還額以下を目標とし、市債残高を抑制します。また、償還方法等について、据置期間の短縮や元金均等方式での償還にするなど、利子負担の軽減に努めます。

⑤繰出金等の適正化

- ・特別会計や企業会計において、料金改定等を含む適正な収入の確保、経費の節減、事務事業の見直しなど、一層の運営健全化に努め、一般会計からの基準外繰出金及び補助金の適正化を図ります。

⑥公共施設の計画的な見直し

- ・「大田原市公共施設個別施設計画」に基づき、施設の更新、統廃合、長寿命化を実施し、公共施設の適正配置を行い、維持修繕費をはじめとする管理経費の削減を図ります。

⑦経費の節減

- ・事務改善マニュアル、大田原市役所温暖化防止実施計画（事務事業編）及び大田原市役所節電エコオフィス取組方針に基づき、ペーパーレス化の推進、備品の共有化、節電等に取り組み、経費の節減を図ります。

(4) その他の取組

①行政経営基盤の強化

- ・財政基盤の強化に加え、効率的な執行体制の確立や職員一人ひとりの能力向上を図るとともに、総合計画実施計画、行政評価、予算編成、人事管理などの連携を推進し、行政経営基盤の強化を推進します。

②財政状況の開示

- ・財政健全化の取組は、行政側の努力だけでは達成は不可能であり、市民の理解と協力が不可欠であります。このため、財政状況の開示については、市民に対する説明責任の観点からより分かりやすい公開方法、公開内容等に努めます。

